

高知県の現状と取組

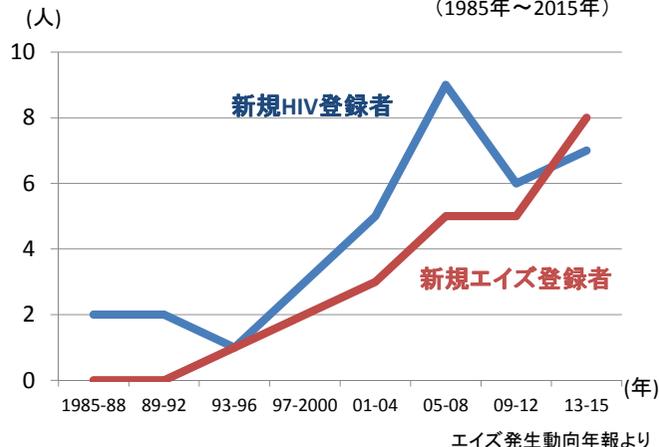
高知県健康政策部
健康対策課長 清水 貴也

<アウトライン>

1. 高知県のHIV・エイズ発生動向
2. HIV/エイズに関わる県内での事件等とその後の体制整備
3. マニュアルの概要

1. 高知県のHIV・エイズ発生動向

新規HIV登録者数およびエイズ登録者数推移
(1985年～2015年)



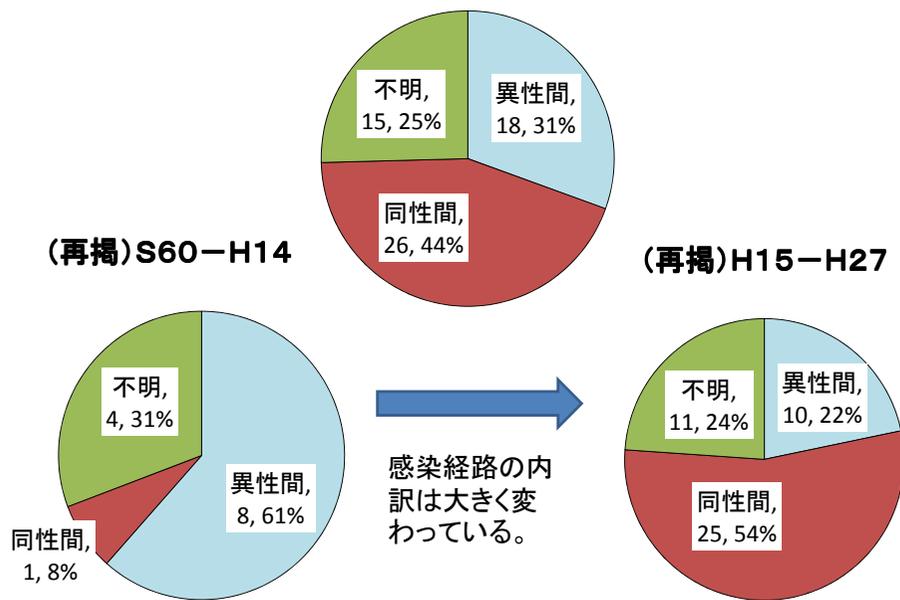
新規HIV・エイズ登録者数

	HIV 感染者	エイズ 患者	合計
1985-88	2	0	2
89-92	2	0	2
93-96	1	1	2
97-2000	3	2	5
01-04	5	3	8
05-08	9	5	14
09-12	6	5	11
13-15	7	8	15

○1985年からの累計
新規HIV登録者:35人
新規エイズ登録者:24人
合計:59人

1. 高知県のHIV・エイズ発生動向

感染経路による内訳(性的接触分)



2. HIV/エイズ診療に関わる県内での事件等とその後の体制整備

① マニュアル作成の経緯

○歯科診療拒否事件

(H26.5報道:高知新聞、朝日新聞)
⇒受診時の診察は行っており、診療拒否ではない事例だった。
・歯科診療での感染防護体制が十分にできていないことが原因。

H26年度、県として緊急に対策を実施(協力歯科医療機関を養成)。

○内科での診療拒否事件

(H26.11報道:朝日新聞)
⇒日頃は同医療機関の他科でHIVの経過観察を行っていた。
・内科を受診するにあたり医師同士で情報確認をしていたため対応が遅れたもので診療拒否ではなかった。
・患者受入れのための知識の普及が十分でないことが原因。

県としてHIV/エイズ専門医療機関以外での治療連携体制について検討をすることとし、H26年度より事業を開始。

2. HIV/エイズ診療に関わる県内での事件等とその後の体制整備

② エイズ治療連携体制整備事業について

○高知大学医学部附属病院に業務委託

歯科診療等との連携体制の構築を目的に、協力医療機関の確保及び指導を委託。

平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療連携体制構築(13施設) ・協力歯科診療所への研修会開催
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療連携の拡大(13施設から23施設へ) ・緩和ケア・人工透析医療との診療連携体制の構築(研修会及び訪問指導の実施) ・回復期リハビリ施設・緩和ケア施設でのHIV陽性患者の受け入れ
平成28年度(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・協力歯科診療所への指導・支援 ・緩和ケア及び療養病床、人工透析医療との診療連携体制の構築 ・協力医療機関への研修の実施

2. HIV/エイズ診療に関わる県内での事件等とその後の体制整備

③ HIV/エイズ診療における課題と対応

○針刺し事故への対応

- ・HIV/エイズ診療では、針刺し事故時には、**2時間以内の予防薬服用を推奨**。
- ・高知県内では、平成11年より5か所の拠点病院に予防薬を配置。
- ・予防薬は、一般医療機関には配備されていないため、2時間以内の服用のためには、**予防薬への迅速なアクセスが必須**となる。



○課題

- ・**2時間以内に受診できない地域があり、予防薬を配備している医療機関の増加が必要。**

○対応

- ・平成27年度に予防薬配置医療機関を12か所追加。

運用のためのマニュアルを整備。
(医療機関に周知:H28年8月配布)



3. マニュアルの概要

○マニュアルについて

実際に県内の医療機関等で針刺し事故が生じた場合において、**2時間以内の抗HIV薬服用開始と4週間の継続治療**が適切に行えるよう、それぞれの医療機関等の対応と連携について記載したもの。(全医療機関にはH28年8月配布)

○構成

- 1 マニュアル使用上の注意
 - 2 対応の流れ
 - 3 一般医療機関等での対応
 - 4 HIV予防薬配置医療機関の対応
 - 5 エイズ拠点病院の対応
 - 6 県薬剤師会会営薬局の対応
 - 7 費用負担について
 - 8 労災保険対応について
- 参考 予防薬の注意点、Q&A



HIV感染防止のための 予防薬服用マニュアル

平成28年4月
高知県健康政策部健康対策課



3. マニュアルの概要

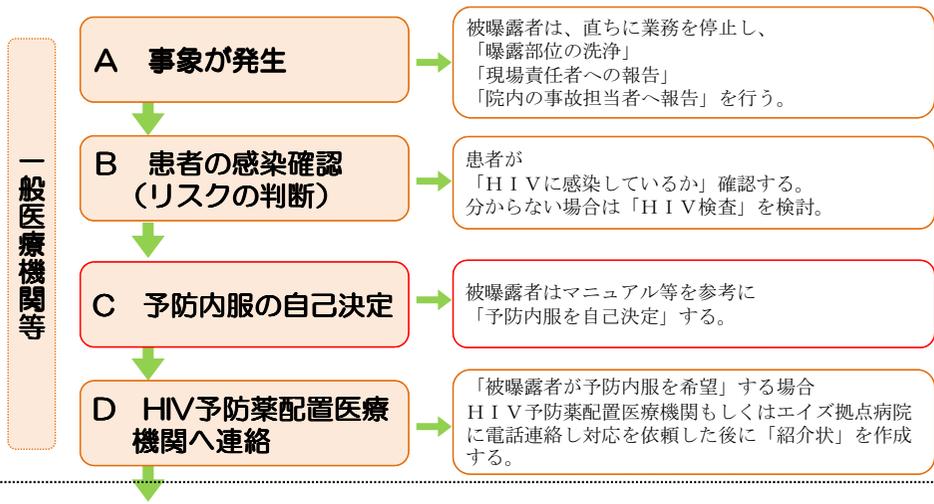
1. マニュアル使用上の注意

○基本事項

1. 血液等曝露事故によるHIV感染を防止するためには、事故後できるだけ早く、**抗HIV薬の服用を開始する必要があります。(2時間以内を推奨)**
2. 内服を希望する場合は、曝露源となった患者のHIV検査結果を待たずに**1回目の予防薬内服を行うことを推奨**します。(結果が出てから中止すればよい)
3. 事象発生後予防内服を開始するかどうかは、**被曝露者本人が自己決定**しなければなりません。
4. 予防薬配置医療機関では、必ずしも事故発生時に2時間以内の対応が出来ない場合があります。事故発生時は、必ず電話で対応可能か確認をすること。
5. 4週間の服薬は、被曝露者本人がHIV感染症の専門医と相談の上決定すべき。

2 対応の流れ

○一般医療機関での対応の流れ



2 対応の流れ

○HIV予防薬配置医療機関、拠点病院での対応の流れ

